



救急出動件数 144 件

火災出動件数 5 件

119 (令和 3 年 1 月～8 月末)

くらしの伝言板

人の動き → 4,770 人 (+ 2)

男 2,292 人 (+ 2) / 女 2,478 人 (± 0)

世帯数 2,098 世帯 (+ 4)

8 月末現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

フッ素で虫歯を予防

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯予防のために、フッ素塗布を受けましょう。町では「フッ素塗布受診券」を配布（4 月に郵送）しています。受診券で一部料金助成が受けられますので、ぜひご利用ください。対象になる方で受診券がお手元

にない場合は、ご連絡ください。

○対象 1 歳から未就学児

○実施機関 町内の歯科医院

○個人負担 800 円

(受診券で 1,600 円の助成が受けられます)

予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともに、お母さんからもらった病気に対する抵抗力（免疫）がだんだんと弱まるため、病気を予防し、元気に成長するためには予防接種を受けることが大事です。

予防接種を正しく理解し、必要な時期に、必要な予防接種を受けましょう。予防接種の内容については、新生児訪問などで個別にお知らせしていますが、転入などにより、各予防接種受診票がお手元にない場合は、ご連絡ください。

○予防接種を受け忘れていませんか？

母子手帳を確認してみましょう。予防接種のスケジュール管理には、「くんねっぷ子育てアプリ」もぜひご利用ください。（下記 QR を読み取るか、「母子モ 訓子府町」で検索してください）

接種回数・接種間隔・接種期間について不明な点は、お気軽にお問い合わせください。



母子モ 訓子府町



■問合せ 子ども未来課子ども支援係 (☎ 47-2367 認定こども園内)

赤い羽根共同募金にご協力を

今年も 10 月 1 日から「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。この共同募金運動は住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉の推進を目的として毎年実施されており、皆さまからお寄せいただいた募金は、その 8 割が町内の地域福祉活動のために活用され、残りの 2 割は道内の福祉に活用されています。

また、昨年度好評だった訓子府町のキャラクター「めろねっぷ」をデザインにした訓子

府町限定のご当地ピンバッジも数量限定で再登場します。500 円以上の募金で 1 個贈呈しますので、ご希望の方は、訓子府町共同募金委員会（社協）窓口までお越しください。

地域での福祉活動に対して募金を通じて支援している「赤い羽根共同募金運動」に皆さまの心温まるご支援とご協力をお願いします。



■問合せ 町社会福祉協議会 (☎ 47-3536 総合福祉センター内)

町民課

☎ 47-2203
税の関係 ☎ 47-2193

役場 1 階
窓口 1 番

国保税の第 5 期の納期限は 11 月 1 日

国保税第 5 期分の納期限は、11 月 1 日(月)です。納期内に忘れずに納めましょう。

なお、納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に係するものに限り）も納付することができます。

○と き 10 月 13 日(水)・11 月 10 日(水)
17 時 30 分～20 時

○ところ 町民課窓口

10 月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品から軽油を密造したものなどをいい、これらを製造・販売・使用することは、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチ（不正軽油の製造に伴い、生成される副産物）の不法投棄にもつながるなど、私たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。

道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取り締まりをさらに強化します。

「不正軽油」について情報がありましたら、次までご連絡ください。

- ・不正軽油ストップ 110 番
(フリーアクセス ☎ 0800-8002-110)
- ・オホーツク総合振興局北見道税事務所
(北見市青葉町 6 番 6 号 ☎ 25-8684)

困ったら一人で悩まず「特設行政相談所」

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じる、国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続き

に関する相談を受け付けています。

皆さんの意見・要望などを、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きして解決を図ります。

相談は無料で、秘密は固く守られます。電話でも受け付けますので、気軽にご相談ください。

■このようなことはありませんか

- ・困りごとがあるが、どこに相談して良いかわからない
- ・役所の説明や事務の取り扱いに納得できない
- ・制度や仕組みを教えてください など

○と き 10 月 21 日(木)

13 時 30 分～15 時 30 分

○ところ 役場相談室 2 (町民課横)

○相談委員 行政相談委員
清井久美子さん (西富)

○問合せ 町民課町民生活係

秋のすずらん無料法律相談を開催

このようなことでお困りではありませんか？

- ・お金を貸したのに返ってこない
- ・親が認知症となり、自分で財産管理ができなくなってきた
- ・離婚の際に約束した財産分与、慰謝料、養育費がもらえていない
- ・心当たりのない請求書が届いた など

「秋のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在をより身近に感じてもらえるようにと、弁護士事務所のない地域において実施しています。

本町でも、次のとおり開設されますので気軽にご相談ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。弁護士と顔を合わせて、問題やトラブルを整理することで解決策が見えてきます。ぜひこの機会に相談してみませんか。

○と き 10 月 20 日(水) 14 時～16 時 30 分

○ところ 町公民館農事研修室

○担当弁護士 佐藤信孝弁護士 (北見市)

※相談は無料ですが、予約制です。申し込みは 10 月 18 日(月)までに町民課町民生活係へ